

青森県 新深浦町漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和5年12月28日
 協定認定日 令和6年3月18日
 協定変更認定日 令和6年8月19日
 令和7年12月1日

(目的)

第1条 本協定は、新深浦町漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	青森県日本海海域	サケ、クロマグロ、ヒラメ	定置網漁業
(2)	青森県日本海海域	マダラ、ウスメバル、ヒラメ	刺し網漁業
(3)	青森県日本海海域	ヒラメ	底建網漁業
(4)	青森県日本海海域	クロマグロ	はえ縄漁業
(5)	青森県日本海海域	クロマグロ	一本釣り漁業
(6)	青森県日本海海域	ベニズワイガニ	かご漁業
(7)	青森県日本海海域	エゾアワビ	潜水器漁業
(8)	青森県沿岸海域	スルメイカ	いか釣り漁業

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

クロマグロ	資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ。）別紙第2-1（小型魚）、別紙第2-2（大型魚）に定める目標
スルメイカ	資源管理基本方針別紙第2-12に定める目標
マダラ	資源管理基本方針別紙第2-43に定める目標
ベニズワイガニ	資源管理基本方針別紙第2-53に定める目標
ヒラメ	青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針（以下「青森県資源管理方針」という。）別紙第3-4に定める資源管理の方向性
サケ	青森県資源管理方針別紙第3-12に定める資源管理の方向性
ウスメバル	青森県資源管理方針別紙第3-15に定める資源管理の方向性
エゾアワビ	青森県資源管理方針別紙第3-22に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、公的規制（青森県漁業調整規則、漁業権行使規則、定置漁業権免許内容、固定式刺し網漁業許可の制限措置及び条件、底建網漁業許可の制限措置及び条件、かにかご漁業許可の制限措置及び条件、潜水器漁業許可の制限措置及び条件、いか釣り漁業許可の制限措置及び条件）を遵守することに併せ、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容	
	自主的管理措置	公的制限
(1)	禁漁期間は表1のとおりとする。5月から7月までの毎週土曜日を休漁とする。	-
	ひらめ種苗放流負担金の拠出	-
(2)	毎週土曜日を休漁日とする。但し、たら固定式刺し網漁業の12月の休漁日については、25日以降の曜日固定を解除し、31日とする。	ひらめ固定式刺し網漁業許可期間 ：4月1日～7月31日 ほっけ・めばる固定式刺し網漁業許可期間 ：3月1日～4月30日 たら固定式刺し網漁業許可期間 ：12月10日～2月20日

		くるまえび固定式刺し網漁業許可期間 ：7月1日～8月31日 めばる固定式刺し網漁業許可期間 ：6月1日～8月31日
	ひらめ種苗放流負担金の拠出	—
(3)	禁漁期間は表2のとおりとする。	底建網漁業許可期間 B区域：10月10日～8月31日 C区域：10月10日～8月31日 D区域：10月10日～8月31日 F区域：10月15日～4月10日 I区域：10月10日～8月31日
	ひらめ種苗放流負担金の拠出	—
(4)	7月から9月10日まで毎週土曜日を休漁とする。(6日間以上の休漁)	—
(5)	月4日以上の休漁	—
(6)	毎週土曜日を休業日とする他、毎月2日の休漁日を設ける。	かにかご漁業許可期間 ：3月1日～12月31日まで
(7)	許可期間中、4月は月5日以上、その他の月は7日以上休漁する。	潜水器漁業許可期間 ：4月10日～7月31日
(8)	5月から10月の間、休漁日を設定する。休漁日は表3のとおりとする。	小型いか釣り漁業(5t以上30t未満) 許可期間：5月21日～1月31日 いか釣り漁業(5t未満)承認期間：6月1日～1月31日

表1 定置網漁業の禁漁期間

区 域	禁 漁 期 間
西定第1, 2, 3, 4号定置漁業権の区域 及び西共第4号共同漁業権の区域	西定第1号は1月1日から1月31日まで、 西定第2、3、4号は3月21日から4月20日まで、小型定置漁業については、9月10日から10月10日まで。
西定第5号定置漁業権の区域	1月20日から2月20日まで
西定第10号定置漁業権の区域	3月21日から4月20日まで
西定第11号、12号定置漁業権の区域 及び西共第14号共同漁業権の区域	9月1日から9月15日まで

表2 底建網漁業の禁漁期間

区 域	禁漁期間
B区域：次の各点を順次に結んだ13直線によって囲まれた海域 (ただし、鰯ヶ沢町漁業協同組合鰯ヶ沢地区組合員の操業区域はイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びイの各点を順次に結んだ9直線によって囲まれた海域、鰯ヶ沢町漁業協同組合赤石地区組合員の操業区域はニ、ホ、ヌ、ル及びニの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた海域、新深浦町漁業協同組合大戸瀬地区組合員の操業区域はニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル及びニの各点を順次に結んだ8直線によって囲まれた海域、風合瀬漁業協同組合員の操業区域はホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びホの各点を順次に結んだ6直線によって囲まれた海域とする。) イ 基点第42号(つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱)	8月15日から8月31日まで禁漁期間とする。

<p>から 270 度 30 分 2, 000 メートルの点 ロ 弁天崎突端から 19 度 30 分 5, 400 メートルの点 ハ 西津軽郡鰺ヶ沢町鳴沢川尻に設置した標柱から 308 度 30 分 3, 000 メートルの点 ニ 基点第 41 号（西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町と同町大字淀町との境に設置した標柱）から 324 度 30 分 2, 000 メートルの点 ホ 基点第 40 号（西津軽郡深浦町と同郡鰺ヶ沢町との境に設置した標柱）から 328 度 30 分 2, 000 メートルの点 ヘ 西津軽郡深浦町大字田野沢大戸瀬崎（以下「大戸瀬崎」という。）に設置した標柱から 348 度 30 分 2, 000 メートルの点 ト 基点第 39 号（西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸に設置した標柱）から 335 度 30 分 2, 000 メートルの点 チ 基点第 39 号から 335 度 30 分 3, 000 メートルの点 リ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4, 000 メートルの点 ヌ 点ホから 2 度 30 分 4, 000 メートルの点 ル 基点第 41 号から 324 度 30 分 4, 000 メートルの点 ヲ 弁天崎突端から 1 度 30 分 5, 200 メートルの点 ワ 基点第 42 号から 270 度 30 分 4, 500 メートルの点</p>	
<p>C 区域：基点第 31 号（青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱）から正西の線、同線上基点第 31 号から 4 海里の点と西津軽郡深浦町舎作崎突端とを結んだ直線及び陸岸によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権漁場の区域を除く。</p>	10 月 10 日から 10 月 31 日まで禁漁期間とする。
<p>D 区域：次の各点を順次に結んだ 5 直線によって囲まれた海域 ト 基点第 39 号から 335 度 30 分 2, 000 メートルの点 カ 基点第 39 号から 335 度 30 分 4, 000 メートルの点 ヨ 基点第 37 号（西津軽郡深浦町根株川尻より西方（暗堰）に設置した標柱）から 309 度 30 分 3, 000 メートルの点 タ 基点第 37 号から 309 度 30 分 2, 000 メートルの点 レ 基点第 38 号（西津軽郡深浦町大字羈木と同町大字風合瀬との境に設置した標柱）から 282 度 30 分 2, 000 メートルの点</p>	8 月 15 日から 8 月 31 日まで禁漁期間とする。
<p>F 区域：次の各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた海域 カ 基点第 39 号から 335 度 30 分 4, 000 メートルの点 ナ 基点第 39 号から 335 度 30 分 4, 500 メートルの点 ネ 基点第 37 号から 309 度 30 分 3, 200 メートルの点 ヨ 基点第 37 号から 309 度 30 分 3, 000 メートルの点</p>	なし
<p>I 区域：次の各点（ノの点を除く。）を順次に結んだ 13 直線によって囲まれた海域 ウ 旧車力村と旧木造町との境界から 270 度 30 分 2, 700 メートルの点 ヰ 点ウから 270 度 30 分の線と権現崎突端と弁天崎突端とを結んだ線との交点 ヰ' 点ヰから正西 500 メートルの点 ノ 権現崎突端と弁天崎突端とを結ぶ線上の弁天崎突端から 5 海里の点 オ 点ノから正北 500 メートルの点から正西 500 メートルの点 リ' 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4, 500 メートル</p>	8 月 15 日から 8 月 31 日まで禁漁期間とする。

トルの点 ナ 基点第39号から335度30分4, 500メートルの点 チ 基点第39号から335度30分3, 000メートルの点 リ 大戸瀬崎に設置した標柱から348度30分4, 000メートルの点 ヌ 点ホから2度30分4, 000メートルの点 ル 基点第41号から324度30分4, 000メートルの点 ヲ 弁天崎突端から1度30分5, 200メートルの点 ワ 基点第42号から270度30分4, 500メートルの点 ム 基点第42号から270度30分2, 500メートルの点	
--	--

表3 いか釣り漁業の休漁日

期 間	休 漁 日	
	夜釣船	昼釣船
5月～7月、9月	毎週金曜日	毎週土曜日
8月	金曜日の日数以上	土曜日の日数以上
10月	第2金曜日	第2土曜日

他港に水揚げする際は、自港の休漁日数について、入港先の休漁日を遵守した日数分を振り替える

- 2 前項の取組に加え、クロマグロについては、資源管理基本方針及び青森県資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第32条第2項に基づき青森県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針（令和3年4月26日）に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。（強度な資源管理）
- 3 また、参加者は、ヒラメ全長35cm未満魚・マコガレイ全長20cm未満魚・マガレイ全長15cm未満魚・ミズダコ3kg未満個体再放流等の資源管理措置についても、従前どおり取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

（取組の履行確認に関する事項）

- 第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。
- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、青森県に設置された資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

履行確認における証拠書類等	
(1)	操業日誌、漁協仕切伝票、ひらめ種苗放流負担金を拠出した証拠書類
(2)	操業日誌、漁協仕切伝票、ひらめ種苗放流負担金を拠出した証拠書類
(3)	操業日誌、漁協仕切伝票、ひらめ種苗放流負担金を拠出した証拠書類
(4)	操業日誌、漁協仕切伝票
(5)	操業日誌、漁協仕切伝票
(6)	操業日誌、漁協仕切伝票
(7)	操業日誌、漁協仕切伝票
(8)	操業日誌、漁協仕切伝票

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

- 第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年漁業法第267号。以下「法」という。）第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を都道府県知事に報告するものとする。また、一本釣り漁業について、ブリ、ウスメバルの漁獲量等を都道府県知事に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県及び資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

- 第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び青森県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、青森県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について青森県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び青森県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第9条 第12条第1項の協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員会」という。）の事務局は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会の事務局が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会の事務局に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会の事務局に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会の事務局が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

- 第11条 法第126条第1項の規定に基づき青森県知事にあっせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(協定管理委員会の設置)

- 第12条 本協定を円滑に実施するため、協定管理委員会を設置する。
- 2 協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）は3人以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。協定管理委員の選出に当たっては、次に掲げる者を含めるものとする。
- 一 地区別の参加者の代表者
- 3 協定管理委員会の事務局は、新深浦町漁業協同組合に設置するものとする。

(協定管理委員会の機能及び経費の負担)

- 第13条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
- 二 法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
- 三 その他本協定の手続において協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 協定管理委員会は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

(その他)
第14条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則
本協定は、令和6年4月1日から施行する。

(本協定の参加者) 別紙のとおり
(以上)